

# 遊佐町総合教育会議

日 時 平成27年6月29日(月)  
午後4時～  
場 所 遊佐町防災センター  
2階会議室

## 会 議 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協 議

(1) 遊佐町総合教育会議運営要綱の制定について

(2) 本町の「教育等に関する施策の大綱」について

(3) 今後のスケジュールについて

(4) その他

4. 閉 会

# 遊佐町総合教育会議 名簿

## 構成員

時田 博機	町長
渡邊 宗谷	教育委員会 委員長
石川 茂稔	教育委員会 第一職務代理人
高橋 栄子	教育委員会 第二職務代理人
石山 幸子	教育委員会 委員
那須 栄一	教育委員会 教育長

## 説明調整員

菅原 聡	総務課長
池田 与四也	企画課長

## 事務局

高橋 務	教育課長
阿部 秀雄	教育課長補佐兼総務学事係長
菅原 三恵子	教育課長補佐兼社会教育係長
菅原 善子	教育課長補佐兼文化係長
佐藤 健太郎	教育課 学校指導係長兼指導主事

## 遊佐町総合教育会議運営要綱(案)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第9項の規定に基づき、町長と教育委員会が、相互の連携をはかりつつ、効果的に教育行政を推進していくため設置する遊佐町総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について、協議及び調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

### (会議)

第3条 会議は、町長が招集し、その座長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると料るときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

### (意見聴取)

第4条 会議は、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、意見を聴くことができる。

- 2 会議には、必要に応じて町職員を説明調整員として出席させることができる。

### (会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

### (議事録)

第6条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを遊佐町のホームページで公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分、その他公表に適さない部分については、この限りではない。

- 2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議開催の場所及び日時
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議事項及び議事の経過
- (4) その他会議において必要と認めた事項

### (事務局)

第7条 会議の事務を処理させるため、事務局を遊佐町教育委員会教育課に置く。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。

## 【根拠条文】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## 遊佐町教育等に関する施策の大綱（案）

○平成23年3月策定の「遊佐町教育振興基本計画」をもって、本町の大綱に代える。

○平成29年度に想定している同計画の改定時に大綱の見直しをする。

### 遊佐町教育等に関する施策の大綱

教育の目標 心豊かなたくましい町民の育成

- 基本的方向
- I 「いのち」輝く子どもの育成
  - II 地域に根ざした豊かな学び
  - III うるおいに満ちた芸術、文化の創造
  - IV 健康ではつらつとした生涯スポーツ

平成27年6月29日 制定

# 遊佐町教育振興基本計画体系

教育の目標

基本的方向

基本施策

施策

## 心豊かなたくましく町民の育成

### 《期待する人間像》

- 1 先人の築いた町の文化と歴史についての理解を深め、これら文化遺産の後継者としての責任と自覚をもった創造性に富む人間  
(過去・・・創造)
- 2 日本人としての自覚と国際的視野をもった町民として、郷土を愛し、活力ある地域社会づくりをめざして、互いに協力し合う社会性のある人間  
(現在・・・社会性)
- 3 新しい未来の町づくりをめざし、時代の進展と社会の変化に即応し、心身ともに健康でたくましく積極性のある人間  
(未来・・・積極性)
- 4 町経済の発展と各種技術の急速な進展のなかにも、自然に親しみ、人との心のかれ合いを大切にする人間性豊かな人間  
(豊かな人間性)

### I 「いのち」輝く子どもの育成

#### 1 「まなび」の充実と自立

- 1 学力向上対策
- 2 読書活動の推進
- 3 特別な教育的ニーズへの対応
- 4 時代に対応した教育の推進 (国際理解教育、情報教育等)
- 5 幼・保・小・中・高の連携

#### 2 豊かな心と健全な体の育成

- 1 生徒指導の充実
- 2 体験活動の充実と偉人顕彰事業への参加
- 3 教育相談体制の充実
- 4 体力、運動能力の向上
- 5 健康教育の推進
- 6 食育の推進
- 7 安全教育、安全対策の充実
- 8 幼児教育の振興

#### 3 家庭・園・学校・地域の連携

- 1 青少年の健全育成
- 2 家庭教育への支援
- 3 地域教育力の向上
- 4 地域産業界、高等教育機関等との連携
- 5 青少年指導活動の推進

#### 4 地域ともにもある元氣な学校

- 1 教職員研修の充実
- 2 教育活動の公開と学校評価の推進
- 3 特色ある学校づくりの推進
- 4 学校施設開放の推進

#### 5 教育環境の整備、充実

- 1 学校施設等の整備
- 2 学校規模の適正化の推進
- 3 通学の安全確保
- 4 学習ハブの活用
- 5 学校ICT環境の整備
- 6 教育の機会均等
- 7 私立学校等の振興

#### 6 生涯学習の充実

- 1 生涯学習のまちづくり推進体制の整備
- 2 「地域まちづくり」の推進
- 3 まちづくりリーダーの育成
- 4 生涯学習活動の支援
- 5 関係機関・団体への支援と連携
- 6 生涯学習センターの整備

#### 7 図書館活動の充実

- 1 図書館縮小の充実
- 2 読書活動の推進

#### 8 芸術文化活動の推進

- 1 芸術文化の振興
- 2 町民への鑑賞機会の提供
- 3 青少年の芸術文化活動の充実

### III うるおいに満ちた芸術・文化の創造

#### 9 歴史、文化遺産の保存と活用

- 1 文化財等の保存と活用
- 2 地域資料の収集と保存、活用

### IV 健康ではつらつとした生涯スポーツ

#### 10 スポーツ・レク活動の推進

- 1 子どもたちの基礎的運動能力の向上
- 2 生涯スポーツの推進
- 3 競技スポーツの振興
- 4 スポーツ施設の整備

### II 教育行政の充実

- 1 広報、広聴活動の充実
- 2 効率的な事業執行
- 3 教育施策の点検、評価

## 【根拠条文】地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
  - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

## 【参照条文】教育基本法

(教育振興基本計画)

- 第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

【参考】第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定） 目次（抄）

第1部 我が国における今後の教育の全体像

- I 教育をめぐる社会の現状と課題
- II 我が国の教育の現状と課題
- III 四つの基本的方向性
- IV 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

I 四つの基本的方向性に基づく方策

1. 社会を生き抜く力の養成

- (1)主として初等中等教育段階の児童生徒等を対象にした取組

成果目標1：「生きる力」の確実な育成

- (2)主として高等教育段階の学生を対象にした取組

成果目標2：課題探求能力の修得

- (3)初等中等教育段階の児童生徒等及び高等教育段階の学生の双方を対象にした取組

- (4)生涯の各段階を通じて推進する取組

成果目標3：生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得

成果目標4：社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

成果目標5：社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成

3. 学びのセーフティネットの構築

成果目標6：意欲ある全ての者への学習機会の確保

成果目標7：安全・安心な教育研究環境の確保

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

成果目標8：互助・共助による活力あるコミュニティの形成

II 四つの基本的方向性を支える環境整備

III 東日本大震災からの復旧・復興支援

第3部 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項



# Q&A

## Q1 来年4月1日に、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が任命されるのですか？

施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととしています。その間は、従来どおり、教育長と非常勤の委員長が併存することとなります。

旧委員長（非常勤）については、旧教育長の任期が満了した時点、又は退任した時点で、委員長としては失職しますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することになります。

## Q2 常勤の教育長が教育委員会会議の主宰者となりますが、レイマンコントロールの考え方は変わらないのですか？

今回の改正において、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外は、非常勤の委員で構成する委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりです。また、教育委員の職業等に偏りが生じないように配慮するとの規定を改正後も維持しており、教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマンコントロール」の考え方は変わっていません。

このため、教育委員の資質・能力の向上は重要であり、人選の工夫や研修の充実等が期待されることです。

## Q3 新制度では、いじめによる自殺事案等にどのように対応することになるのですか？

いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することとなります。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会会議の招集が可能になります。

さらに、首長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、講ずべき措置について教育委員会と協議・調整を行うことも可能です。

## Q4 総合教育会議によって、首長が教育行政の方針を定めることになるのですか？

総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されています。

なお、会議において調整がついた事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することとなります。

## Q5 総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関わる事項についてのみ協議するのですか？

総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみのものである事項についても協議（＝自由な意見交換）を行うことが想定されています。なお、教科書の採択や個別の教職員の人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議題として取り上げるべきではありません。

## Q6 大綱は、毎年策定するのですか？地方の教育振興基本計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか？

大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものとして定めることを想定しています。

また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるものであり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

## Q7 大綱は、予算や条例提案などの首長の権限に関わらない事項についても記載されるのですか？

大綱は、予算や条例提案等の首長の権限に関わる事項について定めることが中心となると想定していますが、例えば、首長の権限に関わらない事項である教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が大綱に記載することも考えられます。

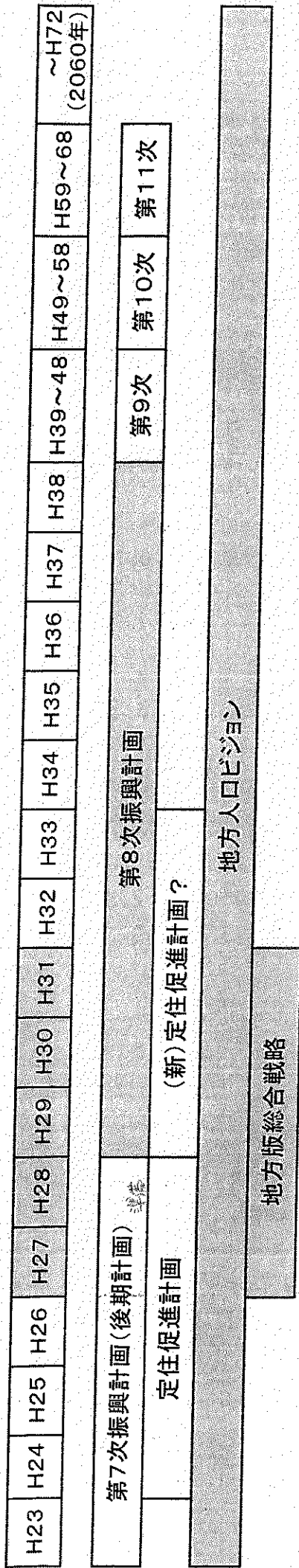
なお、大綱は、首長が定めるものとされており、首長と教育委員会で調整がついた事項について尊重義務が生じます。

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育委員会係

文部科学省ホームページに、本法律に関する詳細の情報が掲載されています。ぜひご覧ください。

法律詳細：[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm)

○ 遊佐町総合戦略(地方版総合戦略)と総合発展計画(振興計画)の関係図



○ 遊佐町総合戦略(地方版総合戦略)策定のイメージ図

